

「第2次 新型コロナ感染拡大防止集中対策」の実施について

令和3年1月19日
 総務局
 健康福祉局
 商工労働局

1 趣旨

- 新型コロナの感染拡大防止対策については、令和2年12月12日から令和3年1月17日までを期間として「集中対策」に取り組み、本県の感染者数の大半を占める広島市の新規感染者数は、一時期ステージⅣの状況で高止まりした状態が続いたが、1月中旬から徐々に低減を始め、ステージⅢの基準値付近で推移している。
- 感染の再拡大防止と、県民の社会経済活動への影響を最小化し、長期化を回避するために、「早く、強く、短く」という考え方のもと、広島市についてはステージⅡ以下の水準に早急に引き下げるとともに、広島市以外の地域についても警戒基準値を下回る状態とすることを目指し、「第2次新型コロナ感染拡大防止集中対策」（以下「第2次対策」）に取り組む。

2 「第2次対策」の期間

令和3年1月18日(月)～2月7日(日) (21日間)

3 内容

(1) 広島市における緊急事態措置に準じた対策の実施

ア 施設利用関係

- ・ 飲食店等への要請

| | |
|---------------|--|
| 要請内容 | 広島市内全域の飲食店等における営業時間の短縮（5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで。） ※本来の営業時間が20時までの飲食店等は対象外 |
| 要請期間 | 令和3年1月18日～2月7日 |
| 施設の種類 | ・ 食品衛生法上における飲食店、または喫茶店等の営業許可を受けている店舗（居酒屋、カラオケボックス等を含む） |
| 協力支援金の支給（第3期） | 時間短縮（休業を含む）：1店舗当たり84万円 ※全期間、要請に応じた場合のみ |

※ 第3期の実施及びこれまでの申請状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」の所要見込額と現計予算額との差額について、地方自治法180条第1項の規定に基づき予算額の補正の専決処分を行う。
 所要見込額 9,712,874千円 — 現計予算額 6,492,474千円
 = 専決処分を行う補正予算の額 3,220,400千円
 （財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）

- ・ 飲食店等以外の施設に対する働きかけ（対象施設は次頁）
 - 20時までの営業時間短縮
 - 人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下

- ・ イベント関係は、人数上限 5,000 人、収容率要件等を 50%以内とし、あわせて 20 時までの営業時間短縮の働きかけ

- イ 人流 5 割削減と接触機会の 8 割削減（外出の半減（機会・時間））
特に 20 時以降の更なる外出削減，勤務の抑制

(2) 広島市以外の地域も含めた強化する対策

ア 人流の削減

- ・ 人流 5 割削減と接触機会の 8 割削減（外出の半減（機会・時間））
- ・ 広島市と広島市外の往来は通勤・通学・通院等を除き最大限自粛を要請

イ 家庭への対策

- ・ 家庭内における感染防止対策の強化

ウ 職場への対策

- ・ 出勤 7 割削減を目標として実施

(3) 市中感染の捕捉の強化

- ・ 広島市の特に感染者が多い地域における集中検査の実施
（中区，東区，南区，西区の住民及び就業者）【予定】
- ・ 広島市における疫学調査の一層の強化

(4) 医療機関・高齢者施設等の従事者に対する PCR 検査の強化

<働きかけを行う対象施設>

| 施設 | 内容 |
|--|---|
| 運動施設，遊技場 | 営業時間の短縮（5 時から 20 時までとする。） 人数上限 5,000 人かつ収容率要件 50% 以内 |
| 劇場，観覧場，映画館又は演芸場 | |
| 集会場又は公会堂，展示場 | |
| 博物館，美術館又は図書館 | |
| ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） | |
| 遊興施設（食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている店舗を除く。） | 営業時間の短縮（5 時から 20 時までとする。） |
| 物品販売業を営む店舗（1,000 m ² 超）（生活必需物資を除く。） | |
| サービス業を営む店舗（1,000 m ² 超）（生活必需サービスを除く。） | |